

第3次伊勢原市男女共同参画プラン

男女がお互いを認め合い、尊重し、
誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す

2023（令和5）年3月

伊勢原市

目 次

第1章 第3次プラン策定にあたって

1	第3次プラン策定の趣旨	2
2	第3次プランの位置づけ	2
3	第3次プランの期間	3
4	第2次プランの総括	4

第2章 第3次プランの目標等

1	第3次プランの目標	6
2	第3次プランの基本方針	6
3	第3次プランの体系	7

第3章 施策の方向（取組）

施策の方向1	男女共同参画の理解の促進	9
施策の方向2	あらゆる分野における女性の参画・活躍の推進	13
施策の方向3	男女が働きやすいワークスタイルの創造	17
施策の方向4	家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実	21
施策の方向5	心身の健康支援と男女の性差に関する理解の促進	24
施策の方向6	あらゆる暴力の根絶	28
施策の方向7	困難を抱えた人に対する支援	31

第4章 着実な進展に向けて

1	第3次プランの推進	36
2	第3次プランの進行管理	36

第1章 第3次プラン策定にあたって

1 第3次プラン策定の趣旨

伊勢原市は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市の基本的な計画として「伊勢原市男女共同参画プラン」を2008(平成20)年12月に初めて策定して以来、2013(平成25)年7月の改定、2018(平成30)年4月の「第2次伊勢原市男女共同参画プラン(以下「第2次プラン」という。)」策定を経て、男女共同参画社会の実現を目指して、様々な事業を展開してきたが、2022(令和4)年度末に現プランの計画期間が終了する。

2020(令和2)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により社会環境も大きく変化しており、国においては第5次男女共同参画基本計画が策定され、「新しい日常」への対応が求められている。

また、伊勢原市のまちづくりの指針である総合計画についても、新たな計画の策定作業が進められており、時代の変化に対応した新たな男女共同参画プランとして、第3次伊勢原市男女共同参画プラン(以下「第3次プラン」という。)を策定する。

2 第3次プランの位置づけ

(1) 法的位置づけ

第3次プランを次の法律に基づく計画として位置づける。

① 男女共同参画社会基本法に基づく計画

男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する。

② DV防止法に基づく計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法」という。)に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけ、配偶者等への暴力の根絶へ向けて取組を進める。

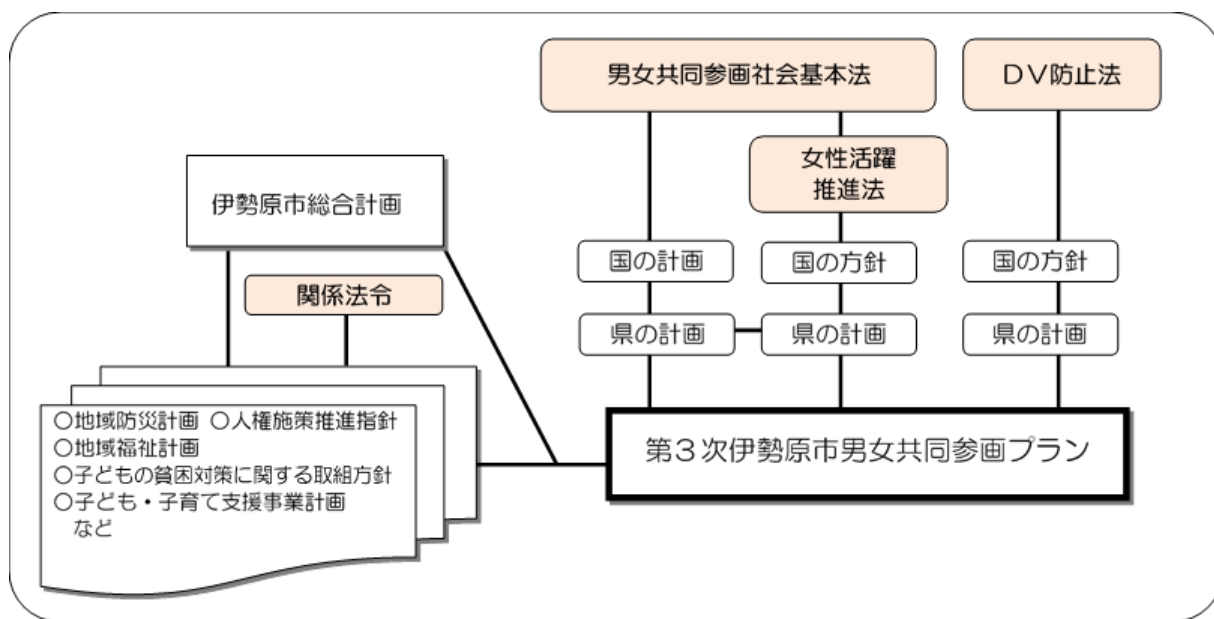
③ 女性活躍推進法に基づく計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけ、本市における女性の職業生活における活躍を計画的に推進する。

(2)市の関連計画における位置づけ

伊勢原市第6次総合計画で目指す将来像の実現を男女共同参画の面から実現するための、個別分野の計画として位置づける。

地域防災計画、人権施策推進指針、地域福祉計画、子どもの貧困対策に関する取組方針、子ども・子育て支援事業計画等の関連する諸計画等との整合を図るとともに、国や県の関連計画等との整合にも配慮する。



第3次プランの位置づけ

(3)持続可能な開発目標(SDGs)との関連

SDGsは17の目標で構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものである。第3次プランにおいても、SDGsの各目標を踏まえながら、施策を推進する。



3 第3次プランの期間

第3次プランの計画期間は、男女共同参画社会の実現に取り組む基本的な方向等を示す計画として、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とする。

4 第2次プランの総括

第2次プランでは、『男女が豊かにその人らしく生きる社会の実現』を目標として掲げ、その目標を実現するため、様々な取組を進めていくための基本的な考え方として、3つの基本方針を定めた。

「基本方針Ⅰ さまざまな分野における一人一人の活躍の推進」では、家庭・地域・学校など、さまざまな場面での意識啓発を進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促した。2019(令和元)年度からは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、従来の方法による講演会の実施が困難になったが、2020(令和2)年度から新たにオンラインでの動画配信を実施するなど、新たな手法で啓発を実施した。目標値として設定した「各種審議会等における女性委員の割合」や「PTA、自治会の会長及び消防団員に占める女性の割合」は、一定の改善が見られた。

「基本方針Ⅱ 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための環境づくり」では、事業者へ男女共同参画を促進する制度等の普及を図った。また、男性の家庭生活への参画を推進するとともに、男女がともに子育てに関わることができるよう支援を行った。目標値として設定した「就労環境に関する各種認定等取得事業者数」は計画期間中に1社増加したものの、目標値の水準には到達しておらず、今後も事業者の理解促進に取り組む必要がある。男性の家事・育児・介護への参画を促すために、目標値として「男性の家事参加講座参加者数」や「家族介護者教室参加者数」を設定したが、コロナ禍において実施が困難な状況もあり、いずれも目標値の水準には達しなかった。新たな啓発の手法も検討しながら、引き続き男性の家庭生活への参画に取り組む必要がある。子育て環境の充実については、目標値として「保育所待機・保留児童数」や「この地域で今後も子育てをしていきたい」と思う母親の割合」を設定した。「保育所待機・保留児童数」については、改善は見られるものの、目標値の水準には達しなかった。引き続き保育士の確保対策等に取り組み、保育の提供体制の確保に努める必要がある。「この地域で今後も子育てをしていきたい」と思う母親の割合」については、子育て環境の充実に関わる様々な取組を進めた結果、目標値に近い水準まで割合が上昇した。

「基本方針Ⅲ 安全・安心なくらしのための環境づくり」では、配偶者や親しく交際している相手からの暴力の防止と被害者の支援を進めるとともに、男女の健康を生涯にわたり支援する取組や性に関する理解を深める取組を推進した。配偶者や親しく交際している相手からの暴力防止に関する意識啓発活動については、市民団体と協働しながら、継続的に取組を進めた。一方で、若年層のカップルの間で起こる暴力(デートDV)も広がってきているといわれており、防止に向けた取組を進める必要がある。男女の健康を生涯にわたり支援する取組について、目標値として設定した「子宮がん・前立腺がん検診の受診率の割合」については、一定の改善は見られるものの、目標値の水準には達しておらず、引き続き早期発見、早期治療に向けて取組を進める必要がある。性の多様性に関する意識啓発活動については、リーフレットの作成、広報いせはらへの記事掲載など、継続的に取り組んだ。神奈川県内においてはパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が広がってきており、本市においても導入に向けた検討を進める必要がある。

第2次プランで掲げた目標『男女が豊かにその人らしく生きる社会』は、一定の成果は出ているものの、依然として課題は多く残されている。第3次プランにおいても、新たに顕在化してきた課題も含めて、これらの課題の解決に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

第2章 第3次プランの目標等

1 第3次プランの目標

第3次プランの目標を次のとおり定める。

『男女がお互いを認め合い、尊重し、誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す』

2 第3次プランの基本方針

第3次プランの目標を実現するため、様々な取組を進めていく上での基本的な考え方として、5つの基本方針を次のとおり定める。

I. 男女共同参画社会の実現に向け一歩踏み込んだ基盤づくり

II. いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

III. ワーク・ライフ・バランスを考えた仕事・家庭・地域活動の充実推進

IV. 安全・安心で健康に暮らせる社会、暮らしの実現

V. 男女の区別なくあらゆる人権の尊重

3 第3次プランの体系

目標	基本方針	施策の方向
誰も男女がいきいきと暮らせる社会を目指す	I. 男女共同参画社会の実現に向け一歩踏み込んだ基盤づくり	1 男女共同参画の理解の促進 男女共同参画の実現に向けた啓発と情報提供の充実 様々な学習機会を通じた男女の意識改革、理解の促進
	II. いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	2 あらゆる分野における女性の参画・活躍の推進 女性が様々な分野へ参画しやすい風土作り 女性が暮らしやすく、暮らし続けられる環境づくり
	III. ワーク・ライフ・バランスを考えた仕事・家庭・地域活動の充実推進	3 男女が働きやすいワークスタイルの創造 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現
	IV. 安全・安心で健康に暮らせる社会、暮らしの実現	4 家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実 家庭・地域における男女共同参画活動の推進
	V. 男女の区別なくあらゆる人権の尊重	5 心身の健康支援と男女の性差に関する理解の促進 性差理解の推進と、生涯を通じた心身の健康支援 6 あらゆる暴力の根絶 性的搾取を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた支援 7 困難を抱えた人に対する支援 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

第3章 施策の方向（取組）

施策の方向 1 男女共同参画の理解の促進

- ・男女共同参画の実現に向けた啓発と情報提供の充実
- ・様々な学習機会を通じた男女の意識改革、理解の促進

1 法令等の動向や社会情勢

- ◇ 「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した者の割合は 74.1%である一方、「平等」と回答した者の割合は 21.2%に過ぎない。
- ◇ 長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について、男女双方の意識の改革、理解の促進を図ることは、国の第5次男女共同参画基本計画においても、男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として位置づけられている。

2 主な課題

- ◆ 従来の形式の講座・講演会や市役所ロビーでのパネル展示に加えて、WITH(ウィズ)コロナ社会の「新しい生活様式」として、オンラインによる講演会や講座の動画配信、SNSの活用など、世代に合わせた効果的な啓発の手法を模索していく必要がある。
- ◆ 講演会等を開催して特定のテーマについて情報発信するだけでなく、その後に市と市民が双方向で対話ができるような機会も必要である。
- ◆ 様々な啓発に触れ、アクションを起こしたが壁にぶつかったときに相談ができるように、男女共同参画に関する困りごとを総合調整する機能を持った窓口が必要である。

3 今後の取組の方向性

対面による講座、講演会や公共施設でのパネル展示など、従来からの方法による啓発に加えて、オンラインによる講演会や動画、SNSを用いた情報発信など、世代に合わせた効果的な発信方法により実施していく。あわせて、男女共同参画推進の機運を醸成するため、市民と市及び男女共同参画推進委員会との双方向での対話の機会を設定するよう努めていく。

男女共同参画に関する理解を促すことは、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策であり、家庭、職場、学校、自治会・地域等、それぞれの環境で教育機会が得られるよう、様々な手法を用いて教育・啓発を行う。あわせて、男女共同参画の推進に携わる教職員や市職員等に対しては、研修の実施等により資質の向上を図っていく。

また、男女共同参画に関する調査・研究体制を構築するとともに、多様な主体との連携により施策を推進していくための基盤づくりを進める。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
(1)いせはら男女共同参画フォーラムの参加者数・参加者の意識変化* * 参加者の意識変化については、アンケートを実施し、気持ちに変化があり、何らかの行動をしようと思った人の割合をカウントする。	①参加者数 300人 ②参加者の意識変化 80% 【2018(平成 30)*年度実績】 * 2019(令和元)年度以降は、中止またはオンライン動画配信で実施したため、直近の会場開催時の数値を基準とする。	①参加者数 350人 ②参加者の意識変化 85%
【目標の設定根拠】 いせはら男女共同参画フォーラムは、伊勢原市男女共同参画推進委員会と共催で毎年度開催しており、市で実施している男女共同参画に関する啓発事業としては、最も規模が大きく、影響が大きいと考えられるため、目標値として進行管理していく。 これまでも、充実した講演になるよう努めることで一定数の参加者確保と意識啓発の効果が上がっているが、講師の選定、テーマの設定等を十分に検討し、引き続き充実した内容になるよう努めることで、参加者数、意識啓発の効果ともに増加させることを目指す。【人権・広聴相談課】		

目標名	現状値	目標値
(2)男女共同参画に関する調査・研究体制の構築	—	2024(令和6)年度 体制構築 2025(令和7)年度～ 運用
【目標の設定根拠】 地域における男女共同参画を推進するに当たっては、地域の実情に応じて創意工夫した取組を粘り強く進めていく必要があるが、立地条件、人口密度、住民構成、産業構造、大学、企業、NPO等の有無、地域内の人々のつながりの強さ、伝統的価値観の強さ等によって地域の実情は異なる。そうした伊勢原市の基礎データや実態、意識情報の収集や分析を行い、効果的な相談・支援のあり方や啓発手法の検討に活かしていくことは重要であり、そのための体制構築を目指す。【人権・広聴相談課】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
市職員の能力開発及び男女共同参画研修の実施 【職員課】 【人権・広聴相談課】	男女を問わず、意欲と能力ある市職員の育成を進め、職員の一層の能力向上を図る。 その一環として、市職員を対象とした人権研修を実施し、男女共同参画について理解を深めるとともに、職員採用時に男女共同参画への基本的な知識と認識を高める研修を実施する。
男女共同参画講座 【人権・広聴相談課】	市民を対象に講座を実施し、男女共同参画社会への正しい理解を促進するとともに、必要性について啓発を行う。
いせはら男女共同参画フォーラムの開催 【人権・広聴相談課】	広く市民を対象として、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面での男女共同参画が進展するよう、いせはら男女共同参画フォーラムを開催する。
(仮称)男女共同参画推進サポーター制度の創設 【人権・広聴相談課】	多様な主体との連携・協働により男女共同参画を進めていくために、男女共同参画社会づくりに関する活動を行う意欲のある団体・個人を募集し、情報交換や連携を図る。
男女共同参画に関する調査・研究体制の構築 【人権・広聴相談課】	伊勢原市男女共同参画推進委員会と連携を図りながら、男女共同参画に関する調査研究体制を構築し、相談・支援のあり方の検討や情報収集を行うとともに、整理した情報を市民や市の各担当部署へ発信する。
子ども・若者健全育成支援事業を活用した男女共同参画学習 【青少年課】	小学生・中学生・高校生を対象としたジュニアリーダーの育成事業を活用し、男女共同参画の視点での体験型研修を実施するなど、個人の適性を学ぶ機会を提供する。

事業名(所管課)	事業内容
児童・生徒に対する男女 平等教育 【教育指導課】	各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて人権の尊重、男女平等、相互理解・協力など人権感覚を磨く指導の充実を図る。
教職員研修 【教育指導課】	教職員を対象に、人権教育研修や人権教育推進校指定研究事業を活用し、男女共同参画の理解を深める研修を実施する。
公民館講座を活用した男女 共同参画学習 【社会教育課】	各地区で女性セミナー、幼児家庭教育学級や高齢者学級などの公民館講座を活用し、さまざまな年代を対象に男女共同参画の理解を深める学習機会を提供する。

施策の方向 2 あらゆる分野における女性の参画・活躍の推進

- ・女性が様々な分野へ参画しやすい風土作り
- ・女性が暮らしやすく、暮らし続けられる環境づくり

1 法令等の動向や社会情勢

- ◇ スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表している各国における男女格差を表す指標である「ジェンダー・ギャップ指数」は、日本は 2022(令和 4)年、146 か国中 116 位だった。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い、という結果であった。
- ◇ 大規模災害の発生は全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けると懸念されている。2020(令和 2)年 5 月には、内閣府男女共同参画局により「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、女性の防災分野への参画を推進するよう取り組むことが求められている。

2 主な課題

- ◆ 審議会、自治会などは、女性の視点は元より、古くからの慣例や考えにとらわれることなく、ダイバーシティ的考えを柔軟に取り入れる場にする必要がある。
- ◆ 避難所運営など防災対策の場に、女性の視点を取り入れて、きめ細やかなグランドデザインやイメージを関係主体と議論していく必要がある。
- ◆ PTAや自治会の女性会長の割合は改善傾向にはあるものの低い水準にとどまっており、女性が参加しやすくなるような環境づくりに取り組む必要がある。

3 今後の取組の方向性

審議会等をはじめとする市の政策・方針決定過程において、分野によっては男女比に偏りがあるため、そうした状態が改善され、男女が平等に参画し、市政が運営されていくことを目指す。あわせて、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを目指す女性活躍推進法の趣旨・目的を踏まえ、市としても女性職員の管理職への登用・職域拡大を推進する。

地域や社会での活動に男女がともに参画し責任を担い合えるよう、各種団体と連携しながら意識啓発を行い、女性が参画しやすくなるような環境づくりに取り組む。あわせて、子育て中の男女等が安心して参画できる環境づくりを進める。

防災分野については、災害発生時に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けると懸念されているため、女性の視点が防災対策のあらゆる場面で反映されるよう取組を進める。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
(1)各種審議会等の女性委員の割合 ①法律や条例に基づく附属機関の委員等と要綱に基づく委員等の集計 ②法律や条例に基づく附属機関の委員等の集計	①39.6% ②33.3% 【2022(令和4)年4月1日時点】	①②ともに40%以上 60%以下
【目標の設定根拠】 市の政策・方針決定過程において、男女の意見を偏りなく反映させていく必要があるが、女性の参画が進んでいない分野も依然としてあり、女性委員の割合は半数前後(40%～60%)が望ましいと考えられる。 審議会等には、法律や条例に基づいて設置されているものと、要綱に基づいて設置されているものがあるが、内閣府男女共同参画局ホームページ(市町村女性参画見える化マップ)で公表している数値では、②の法律や条例に基づく附属機関の委員等の集計値が用いられているため、①の要綱に基づくものも含めて集計した数値と分けて進行管理していく。【人権・広聴相談課】		

目標名	現状値	目標値
(2)PTA、自治会の会長及び消防団員に占める女性の割合	① P T A 21.4% ②自治会 9.9% ③消防団 5.7% 【2022(令和4)年 4月1日時点】	① P T A 28.0% ②自治会 13.0% ③消防団 5.7%
【目標の設定根拠】 自治会やPTAの会長をはじめとする役員については、自営業や退職後の男性が多くを占めている。地域活動の場に男女共同参画の視点が取り入れられるためには、リーダーとしての女性の参画拡大が効果的と考えられる。男女共同参画に関する意識啓発に取り組むことで、それぞれの割合が増加することを目指す。消防団員における女性の割合については、既に一定の水準に達していることから、その水準を維持することを目指す。【人権・広聴相談課】 (参考)国の第5次男女共同参画基本計画における目標値 ①PTA会長 設定なし ②自治会会長 6.1%【2020(令和2)年度】⇒ 10%【2025(令和7)年度】 ③消防団員 3.2%【2019(令和元)年度】⇒当面 5%【2026(令和8)年度】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
防災分野における女性の参画の確保 【危機管理課】	防災施策の立案等において、男女共同参画の視点や子どもや高齢者の視点が反映されるようにするため、防災会議への女性委員の登用に努めるとともに、自主防災リーダー養成研修会や避難所運営委員会への女性参加を促進する。
防災教育の推進 【危機管理課】	学校や家庭を中心に、地域における防災教育を推進するため、関係部署等と連携しながら、女性や子どもに防災への関心を高めてもらえるよう、様々な学習機会を提供する。
女性や子育て家庭に配慮した避難所運営の充実 【危機管理課】	女性や子育て家庭にとって、避難所生活を少しでも安全・安心なものとし、被災時の精神的・肉体的負担の軽減が可能となる避難所運営を行うため、避難所運営委員会を開催し、被災者のニーズの把握に努める。 避難所生活において、女性や子ども特有のニーズに対応するための生活物資の備蓄を図る。 また、避難所運営を担う各地区の地域対策部に女性職員を配置し、女性避難者へのきめ細かな対応に配慮する。

事業名(所管課)	事業内容
女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に関わる調査研究 【人権・広聴相談課】	男女共同参画推進委員会と連携して、市内広域避難所の運営について、女性目線のきめ細やかなグランドデザインやイメージを議論し、提言書として取りまとめ発信する。
NPOなどの活動への支援 【市民協働課】	市民活動サポートセンターを活用し、市民活動や市民活動団体に関する情報の提供や市民活動への相談、助言を行い、さまざまな市民活動を支援する。 また、市民活動への参加が容易となるように、市内のさまざまな市民活動団体との交流や活動の学習の機会を提供する。
地域における女性の参画の促進 【人権・広聴相談課】	PTA、自治会において役員として活躍する女性や消防団における女性の参画拡大を図るため、団体が実施する研修や会議などの場を活用し、男女共同参画の意識の向上を図る。
審議会等での男女共同参画 【人権・広聴相談課】	市の審議会等での女性の委員数が、2027(令和 9)年度末までに40%以上60%以下となるよう、女性の積極的な登用に向けて取り組む。また、委員選出に関係する団体等に対して理解を促す。
女性消防団員の活動の充実 【消防総務課】	応急手当の普及や火災予防の啓発活動に男女共同参画の視点を反映するため、女性消防団の活動の更なる推進を図る。
参画を支援する保育の実施 【社会教育課】	子育て中の男女が各種事業に参加する際に、保育ボランティア制度を活用し、安心して参画できる環境づくりを進める。

施策の方向 3 男女が働きやすいワークスタイルの創造

・雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

1 法令等の動向や社会情勢

- ◇ 働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等を目指して、法整備が行われている。「労働時間法制の見直し」や「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」に向けて、残業時間の上限規制や不合理な待遇差をなくすための規定の整備などが進められている。
- ◇ 「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援を一層充実することとされている。

2 主な課題

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で働き方にも変化が見られ、「新しい生活様式」に沿った「働き方の新しいスタイル」を積極的に促していく必要がある。
- ◆ 就労環境の改善については事業主の理解が欠かせないことから、各種制度に関する情報や、関係機関が開催する研修講座情報等を事業所へ周知し、理解を促進する必要がある。労働者側についても、各種制度を適切に利用できるよう、理解の促進が必要である。
- ◆ 保育所の整備等により、保育の受け皿の拡大を進めてきたが、保育を支える保育士の人材確保が課題となっている。

3 今後の取組の方向性

男性中心型労働慣行の見直し等を進め、様々な事情を抱えた人が、仕事と子育て・介護等を含む家庭生活との二者択一を迫られることなく働き続けられる職場環境がつけられるよう、仕事と家事・子育て・介護等を両立するための制度普及に努める。あわせて、様々なライフスタイルに対応した職場や職業の選択が可能になるよう、各種支援と多様な就労の場の提供に努める。また、仕事と家庭の両立を図るための保育サービス等の実施や各種情報提供の充実を図る。

就労環境の改善に向けては事業主の理解が欠かせないことから、各種制度に関する情報や、関係機関が開催する研修講座情報等を事業所へ周知し、理解を促進する。一方、労働者側についても、各種制度を適切に利用できるよう、周知と理解の促進に努める。

市としても2021(令和3)年に策定した「伊勢原市職員の仕事と生活の両立応援プラン」に基づき、働きやすい職場づくりを率先して推進する。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
(1)就労環境に関する各種認定等 取得事業所数	2社 【2022(令和4)年 4月1日時点】	5社
【目標の設定根拠】 国、神奈川県においては、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援推進条例に基づく各種認定制度を整備している。それぞれ取得には一定の要件が求められ、こうした各種認定等※を取得する事業所数が増えることは、働きやすい職場環境づくりに資するものと考えられる。このような各種認定制度を周知し、取得を奨励することで取得事業所数を増やしていくことを目指す。 【人権・広聴相談課】 ※ 各種認定等には、次のようなものがある。市内に本社機能を有する事業所のうち、これらの認定等を取得した事業所をカウントする。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定…くるみんマーク ・女性活躍推進法に基づく認定…えるぼし認定 ・神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証…認証マーク『かながわ子育て応援団』		

目標名	現状値	目標値
(2)保育所等待機児童数	31人 【2022(令和4)年 4月1日時点】	0人
【目標の設定根拠】 保護者の育児と就労の両立を図るには、保育環境が充実していることが重要であるため、保護者が希望する保育を受けられる環境の整備を目指す。【子ども育成課】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
市役所における働きやすい職場づくりの推進 【職員課】	市としても働きやすい職場づくりを率先して推進するため、「伊勢原市職員の仕事と生活の両立応援プラン」に基づく取組を進めるとともに、取組状況を公表する。
地域雇用創業就労支援事業 【商工観光課】	地域経済の活性化に向けた産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、いせはら創業応援ネットワークによる組織的な創業支援や中小企業の人材育成等を推進するとともに、求人・求職紹介、新たな労働者として期待される女性や高齢者などの多様な就労ニーズに応じた就労支援を推進する。
求人求職紹介相談事業を活用した雇用促進 【商工観光課】	伊勢原市ふるさとハローワークにおける、職業相談、職業のあっせん・紹介を通じて、男女平等な雇用を促進する。
就労環境に関する法制度等の情報提供 【商工観光課】 【人権・広聴相談課】	仕事と子育てや介護との両立のための制度等(育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、就労環境に関する各種認定等)に関する情報や、関係機関が開催する研修講座情報などを、商工業団体等と連携、協力して、事業所へ周知し、理解を促進する。 また、事業所に対して、商工業関係団体等を通じて、女性の健康管理や男女の賃金に関する情報を提供し、適正な雇用、就労環境の促進に努める。また、関係課等の窓口にリーフレットを設置し、情報の提供に努める。
ワーク・ライフ・バランスに関わる啓発活動 【人権・広聴相談課】	啓発誌やホームページの活用、講座の開催等により、ワーク・ライフ・バランスの考え方、促進する制度や成功事例などを紹介し、理解と普及促進に努める。
女性の起業・再就職の促進 【人権・広聴相談課】 【商工観光課】	意欲を持ち、能力を発揮して積極的に社会参画する女性を支援するため、起業や在宅就業など、雇用以外の就業も含めて、求められる知識、経験などに関する情報提供を行う。

事業名(所管課)	事業内容
母子家庭の就労支援 【子育て支援課】	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や母子家庭等高等職業訓練促進給付事業により、母子家庭の自立を支援する。
子育て支援サービスの情報提供 【子育て支援課】	各種子育て支援に関する情報やサービス内容等を一元的に管理、発信し、子育てに関わる情報提供の充実を図る。
地域の子育て支援 【子育て支援課】 【子ども育成課】	ファミリー・サポート・センターや児童コミュニティクラブを運営し、幼児・児童の預かりや放課後における保育等を実施する。
保育サービスの実施 【子ども育成課】	仕事と子育ての両立を図るため、保育の提供体制を確保できるよう保育所等の運営を支援するとともに、保育士等の確保対策を進め、安心して子育てができる環境づくりを進める。
子ども・子育て支援新制度利用者支援事業 【子ども育成課】	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設サービスや多種多様化する子育て支援サービスの中から、各家庭の状況に応じた適切なサービスをコーディネートするための専門員を配置する。
乳幼児発達(療育)相談の実施 【子ども家庭相談課】	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援を行う。
青少年健全育成団体と連携した親子参加型事業の推進 【青少年課】	青少年指導員、子ども会などの青少年健全育成活動や親子参加型事業を支援し、地域による子育て支援体制の醸成や家族でのコミュニケーション力の向上を図る。

施策の方向 4 家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実

・家庭・地域における男女共同参画活動の推進

1 法令等の動向や社会情勢

- ◇ 総務省「令和3年社会生活基本調査」によると、6 歳未満の子どもをもつ男性の家事・育児関連時間は、2021(令和 3)年は 2016(平成 28)年に比べて 31 分増加し 114 分になった。その内訳を見ると、家事 30 分、看護・介護1分、育児 65 分、買い物 18 分となっている。男性の家事・育児時間は増加傾向が見られるものの、諸外国と比べて低水準で推移している。
- ◇ 内閣府「男女共同参画白書令和 4 年版」によると、女性(15 歳～64 歳)の就業率は、2005(平成 17)年の 57.1%から、2021(令和 3)年には 71.3%に上昇している。また、男性雇用者と無業の妻から成る世帯(いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯)は減少傾向にあり、妻が 64 歳以下の世帯について見ると、2021(令和 3)年では、専業主婦世帯は夫婦のいる世帯全体の 23.1%となっている。
- ◇ 女性の就業率は高くなってきているが、夫と同じ条件で働いていたとしても家事・育児、労働の負担が大きく、「夫は仕事、妻は家庭」という旧来の性別役割分担に代わり、「夫は仕事、妻は家庭と仕事」という新・性別役割分担が生じてきていると言われている。

2 主な課題

- ◆ 子どもの頃から家事を母親任せにしてきた男性は、料理、洗濯、掃除など、基本的な家事スキルが身につけていないことも多く、公的サービスにおいて、男性が基本的な家事スキルを身につけられるよう支援を行うことも必要である。
- ◆ 共働き世帯が増加する中で、女性に家事・育児の負担が偏り過ぎることのないよう、各家庭における家庭の仕事を棚卸して役割の分担をすることが望ましく、家事・育児の役割分担について夫婦で話しあえるよう、適切な情報提供をすることも必要である。

3 今後の取組の方向性

あらゆる世代で固定的な性別役割分担意識が改められ、男女がともに家庭生活を支え合えるよう、様々な学習機会の提供や意識啓発に努める。また、各種啓発講座については、オンラインでの配信やZoomによる開催など、より多くの人に参加しやすい方法で実施していく。

家事や介護の負担の多くを女性が担っていることが統計上示されており、女性が仕事と家庭の二重負担を強いられず、各家庭にあった家事・育児分担ができるよう、引き続き家事・育児・介護に関する学習機会の提供や相談体制の充実に努める。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
(1)男性の家事参加促進講座参加者数	64人 【2021(令和3)年度実績】	340人
【目標の設定根拠】 我が国における男性の家事・育児時間は増加傾向が見られるものの、諸外国と比べて低水準で推移している。国の第5次男女共同参画基本計画においては、「全ての世代の男性が家事・育児・介護等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境の整備を推進する必要がある。」としている。市としてもそうした国の動向を踏まえ、男性の家事参加を促進するため、関連する講座に積極的に参加していただくことを目標として設定する。【社会教育課、健康づくり課】		

目標名	現状値	目標値
(2)家族介護者教室参加者数	57人 【2021(令和3)年度実績】	2023(令和5)年度 135人 2024(令和6)年度以降 高齢者保健福祉計画 の目標を踏まえて設定
【目標の設定根拠】 介護が必要となる高齢者の割合は今後更に増加することが見込まれるため、男女がともに介護を担う意識の醸成が非常に重要である。介護者が孤立したり、心身に影響を与えたりするような無理な介護にならないよう、技術などの提供や精神的ケアを行う場として、家族介護者教室を定期的に開催することを目標として設定する。 【介護高齢課】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
家庭での男女共同参画に関する啓発活動及び相談・支援体制の検討 【人権・広聴相談課】	料理や、料理以外も含めた家事全般や介護について、啓発誌やホームページの活用、講座の開催等により、男性の参加を促し、家庭での男女共同参画意識の向上を図る。 また、家庭での男女共同参画に関する効果的な相談・支援のあり方について検討を行う。
家族介護者教室 【介護高齢課】	家族介護者教室や介護者相談会を実施し、家族介護者の負担軽減を図るとともに、「介護は男女がともに担う」という意識の普及に努める。
介護保険サービス等の情報提供 【介護高齢課】	介護保険サービスや、仕事と介護の両立について情報を提供し、男女がともに介護を担う意識を啓発する。 仕事と介護の両立について、情報提供の在り方を検討し、提供内容の充実に努める。
介護保険サービス事業の充実 【介護高齢課】	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防と介護基盤の整備を進め、介護保険制度の充実により、介護者の負担を軽減し、家族の介護参加を促進する。
男性の家事参加促進講座 【社会教育課】 【健康づくり課】	公民館講座を活用し、男女がともに家事や育児を担う意識を啓発する。 また、食生活改善推進団体と連携して公民館等で男性が参加しやすい料理教室を開催し、料理の楽しさ、食に関する知識などの習得を図り、男性の家事参加を促進する。
父親の育児参加情報の提供 【子育て支援課】	父子健康手帳の交付や両親教室の開催、子育てマップやチラシ配付などにより、父親の育児参加意識を醸成するとともに、社会における父親の育児参加への認知度を高める。

施策の方向 5 心身の健康支援と男女の性差に関する理解の促進

・性差理解の促進と、生涯を通じた心身の健康支援

1 法令等の動向や社会情勢

◇ 国の第5次男女共同参画基本計画においては、生涯を通じた健康の保持のために、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要であるとされている。さらに、不妊治療の経済的負担の軽減を図るとともに、治療と仕事を両立できる環境を整備することとされている。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊に対しても、新たな支援を行うことが計画に位置づけられている。

2 主な課題

- ◆ 妊婦健康診査や子育て支援への公費投入は、将来を担う子どもを育成するため有意義な施策であるため、継続的な支援が必要である。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により自宅での滞在時間が長くなったために、心の健康の面でも様々な影響が出てきていることが懸念される。国全体の自殺者数は減少傾向であるが、一方で若年層の自殺者は増加している。子ども・若者へと重点を置いた自殺対策を考えていく必要がある。
- ◆ ジェネレーションごとの性教育、男女性差教育、老化教育、男女疾病教育、運動機能・認知機能維持支援など具体的な教育カリキュラム作成及び講演が必要である。
- ◆ こころの健康支援は相談員のスキルアップが必須である。具体的な仕組みとして、支援フローを明確に構築することも必要である。
- ◆ ハラスメント研修などは、効果的な手法の検討が必要である。

3 今後の取組の方向性

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、体力づくりや食生活改善に取り組むことができるよう、学習機会の提供や相談体制を整備し、各種健康診断や相談などの情報提供を行う。

疾病の予防や早期発見、治療に向け、健康診査や各種検診の充実を図る。

また、性別による差別的取り扱いやハラスメントなどについては、被害の防止に向けた広報を行うとともに、関係機関と連携を図りながら支援を行う。

生涯にわたる健康維持に向け、年齢・性別等に応じた情報提供を行い、健康支援に取り組むことや、健診補助等に関する情報提供や相談体制を強化し、経済的負担の軽減を図る取組を進めていく。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
(1)性別特有の疾病としての子宮がん・前立腺がんの検診受診率の割合	①子宮がん 9.5% ②前立腺がん 29.3% (参考:がん検診全体 13.2%) 【2021(令和 3)年度実績】	①子宮がん 14.0% ②前立腺がん 30.0%
【目標の設定根拠】 悪性新生物(がん)は、全国、神奈川県と同様に、伊勢原市においても死亡要因で1位を占めており、予防には、禁煙、食生活、身体活動などの生活習慣に気をつけていくことに加え、早期発見、早期治療につなげるために、がん検診を受診することが重要になる。ここでは、女性特有の疾病として子宮がん、男性特有の疾病として前立腺がんの検診受診率を目標値として設定する。【健康づくり課】		

目標名	現状値	目標値
(2)こころサポーター養成者数	—	1,250 人(累計)
【目標の設定根拠】 全国の自殺者数は 2010(平成 22)年以降減少が続いていたが、コロナ禍の 2020(令和 2)年は、11 年ぶりの増加となった。2021(令和 3)年は、再び減少に転じたが、依然 2 万人を超えており、コロナ禍の影響等により、仕事や生活に不安を感じている人の増加が懸念されている。誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、相談支援や自殺予防の普及啓発が求められていることから、こころの健康を支援する地域づくりの一環として、こころサポーター養成者数を目標値として設定する。 【障がい福祉課】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
市役所のハラスメント防止対策 【職員課】	伊勢原市職員のハラスメント防止に関する要綱に基づき、セクハラ、パワハラ、マタハラなどのハラスメントの防止に努める。
こころの健康づくり推進事業 【障がい福祉課】	精神的なストレスやさまざまなこころの問題を解決し、自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康を支援する地域づくりを推進するため、こころサポーター養成研修や普及啓発活動を実施する。
男女で学ぶ健康講座 【健康づくり課】	生活習慣病や予防教室、運動教室などの場を活用し、ライフステージにおける身体の変化やメンタルケアの必要性など、健康に関する知識の習得を促進する。
健康支援に関する情報提供 【健康づくり課】	広報いせはら、市ホームページ、いせはら健康家族カレンダーを活用し各種検診の周知を図り、疾病予防に関する情報の提供に努める。また、専門機関が実施する各種の健康相談、エイズ相談、精神保健相談などの情報を提供する。
疾病予防事業の充実 【健康づくり課】	がんや生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健康診査及び健康診断や各種がん検診を実施するとともに、保健師や管理栄養士による健康相談・健康教育を推進する。
スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり 【スポーツ課】	心身両面にわたり男女の健康保持増進を図るため、総合型地域スポーツクラブの継続的な運営支援等により、運動・スポーツ活動の機会を提供する。
妊産婦健診費用助成 【子育て支援課】	妊産婦の健康管理を行い、母子に対する支援を強化するとともに、健診費用助成を行い、経済的負担の軽減を図る。

事業名(所管課)	事業内容
不妊等に関する支援 【子育て支援課】	不妊等に関する相談、情報提供及び不妊・不育症治療に関する費用助成を行い、経済的負担の軽減を図る。
小中学校での性に関する指導 【教育指導課】	学習指導要領に則り、各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、心と体の両面から、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で性に関する指導を進める。 保護者や地域の理解を得ながら、「性」に関する正しい理解を学校全体で共通理解を図って身に付けるよう指導する。

施策の方向 6 あらゆる暴力の根絶

・性的搾取を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた支援

1 法令等の動向や社会情勢

- ◇ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」によると、「DV対策の今後の在り方」（令和3年3月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告）を踏まえ、暴力の形態等については、身体的暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力等が考えられることから、通報対象となる配偶者からの暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大等について検討されている。
- ◇ 国の第5次男女共同参画基本計画においては、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進することとされている。また、配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との実質的な連携協力を強化するため、情報共有の在り方の検討を含め、関係機関間の具体的な取組を促進することとされている。

2 主な課題

- ◆ 事後の対応も必要であるが、DVをする側、される側、共に何故そうなるのか、加害に至る心理、被害者になってしまう心理を知ることが大切である。被害防止のためには、対等な関係でいることが大切と周知していく必要がある。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で経済が低迷すると、DVの増加が懸念される。DVは犯罪になり得ることを周知することも必要である。本当に必要な人に情報が届いているか検証しながら、啓発活動を継続していく必要がある。
- ◆ 性犯罪、ストーカー被害などの犯罪被害の支援については、啓発活動の継続が必要である。相談窓口として電話以外に、かながわ犯罪被害者サポートステーションやNPO法人など、メールやLINEなどで相談できる機関を周知していく必要がある。
- ◆ 若年層はデートDVに遭いやすい傾向にあり、若年層に向けた効果的な啓発手法や相談・支援のあり方を検討していく必要がある。

3 今後の取組の方向性

配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援を進めるため、被害者が安心して相談できる体制を整え、関係機関との連携により被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援を実施していく。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的なDV相談件数は増加しており、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえた、相談窓口の周知や相談体制の充実を図る。

また、DV被害者支援の一環であるDV加害者プログラムについて、国の動向も踏まえ、施策を検討していく。

加えて、配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、配偶者等からの暴力と児童虐待のそれぞれの対応機関との連携・協力体制を構築していく。

暴力が貧困や様々な困難につながる場合もあることに留意し、支援を切れ目なく実施するよう努める。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
暴力防止に関する意識啓発活動	2回／年 【2021(令和 3)年度実績】	2回／年
【目標の設定根拠】 あらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるべきものではない。配偶者等からの暴力に関する相談件数は、2014(平成 26)年度以降 300 件以上で推移し、2021(令和 3)年度には 275 件と減少したが、依然として多くの相談が寄せられている。暴力防止の啓発や相談体制の周知を継続して行うことが大切と考え、継続した意識啓発活動の実施を目標値として設定する。【人権・広聴相談課】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
性犯罪、ストーカー被害者の相談・支援 【人権・広聴相談課】 【福祉総務課】	伊勢原被害者支援ネットワークやかながわ犯罪被害者サポートステーションを活用し、警察署等関係機関との連携により、被害者の精神的な支援などに努める。
DV防止に向けた啓発活動 【人権・広聴相談課】	配偶者等からの暴力を未然に防止するため、デートDVを含め、DV防止に関する啓発を市の広報紙等を活用して行う。
DV被害者に対する相談体制 【福祉総務課】	配偶者等からの暴力は、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しく潜在化しやすい傾向にある。被害者だけでなく、同居する子どもにも情緒不安定になったり、心身にいろいろな影響が現れたりもする。児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することは、子どもへの虐待になるとされている。 関係部署と連携し、被害者それぞれの事情に応じた的確な情報提供と支援ができるよう、相談員の資質向上に努め、被害者がいつでも安心して相談できる体制の充実を図る。
DV被害者の安全確保 【福祉総務課】	配偶者等からの暴力は、被害者の心身に危険が及ぶ場合があることから、緊急の場合には確実・迅速に避難し、安全を確保する。また、被害者に関する情報が加害者に漏洩しないよう、関係機関と連携し、秘密保持に万全の体制を図る。
DV被害者の自立支援 【福祉総務課】	被害者が安心して自立した生活を送るためには、心理的、経済的な問題をはじめ、就労、子どもの就学などさまざまな課題がある。被害者に各種支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携をしながら、被害者の立場に立ち、切れ目のない支援に努める。
児童虐待への対応及び発生 の未然防止 【子ども家庭相談課】	要保護児童対策地域協議会を基盤とした関係機関連携により、児童虐待への対応及び児童虐待防止のための研修会や啓発を行い、発生 の未然防止に努める。
高齢者虐待の防止 【介護高齢課】	関係機関等からなる高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの活用、地域包括支援センター等と連携し、家族介護者教室や相談会などの家族介護支援事業の実施により、虐待の防止に努める。また、相談や早期の発見に対応して、関係機関と連携して被害者と養護者の支援に努める。
障がい者虐待の防止 【障がい福祉課】	障害者虐待防止センターを設置し、養護者等による虐待に関する相談、通報、届出の受理及び虐待防止のための普及啓発活動を実施する。

施策の方向 7 困難を抱えた人に対する支援

・生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

1 法令等の動向や社会情勢

- ◇ 国の第5次男女共同参画基本計画においては、性的指向・性自認(性同一性)に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題(部落差別)に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進めることが位置づけられている。
- ◇ 女性が日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることによりさまざまな困難に直面することが多いため、2024(令和6)年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される。困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、状況に応じた最適な支援を受けられるよう多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が定められている。

2 主な課題

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、性別に関わらず様々な影響があったが、特に女性に対しては配偶者等からの暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、女性は非正規雇用労働者の割合が多く、雇用・所得への影響も懸念される。貧困等の生活上の困難を抱える人に対する支援の充実が必要となっている。
- ◆ 本当に信頼できる場所であるために、プライバシーに配慮した専門窓口、万全な秘密保持体制づくりが必須である。相談者がたらいまわしにならないように、関連部署を含めて議論を進めていく必要がある。

3 今後の取組の方向性

性的指向や性自認に関するだけでなく、複合的に困難な状況に置かれている人々がいることに留意し、正しい理解を深め、多様性を尊重する環境を作ることができるよう、啓発を進めていく。

また、困難を抱える者の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、課題の解決に向けた支援等を行うよう努める。

4 目標値

目標名	現状値	目標値
(1)性の多様性に関する意識啓発活動	2回／年 【2021(令和 3)年度実績】	2回／年
【目標の設定根拠】 国では少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高めるダイバーシティ*経営を推進しており、女性をはじめとする多様な人材の活躍は不可欠となっている。 性的指向や性自認を含む性別による偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要となっていることから、広報紙やホームページ等を活用した意識啓発活動を推進する。 【人権・広聴相談課】		

*ダイバーシティ…「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

目標名	現状値	目標値
(2)生活困窮状態が改善した件数	—	25 件(累計)
【目標の設定根拠】 2015(平成 27)年に、生活保護申請に至る前段階で支援を講じる生活困窮者自立支援制度がスタートし、コロナ禍の長期化等により生活困窮者が増加する中、生活保護に至る前の段階での関係機関と連携した支援が求められている。【生活福祉課】		

5 主な事業

事業名(所管課)	事業内容
性の多様性に関する意識啓発活動 【人権・広聴相談課】	市ホームページ等を活用し、性の多様性に関する意識啓発を推進する。
パートナーシップ宣誓制度の運用 【人権・広聴相談課】	性的マイノリティや事実婚のカップルの生きづらさや困難の解消を図るため、パートナーシップ宣誓制度を運用する。
包括的支援体制整備事業 【福祉総務課】	複雑・複合化する福祉課題に対応するため、ワンストップによる対応ができる包括的な相談窓口の設置の検討を進める。 また、包括的な相談窓口の運営を円滑に行うため、全世代を対象とする生活支援協議体の各地域への構築を検討する。
生活困窮者自立支援事業 【生活福祉課】	生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給や家計改善事業の実施など様々な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援する。
子ども学習支援事業 【生活福祉課】	生活困窮者世帯の子どもを対象にコーディネーターを配置し、教育・生活相談等を適宜行い、基礎学力の向上を促し学習習慣を育む。 また、学校生活や家庭生活等の環境的な側面に学習の阻害要因がある場合には、個別に対応する等、必要に応じて関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行う。
ひきこもりからの自立支援 【青少年課】 【福祉総務課】	ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する相談・支援体制を構築するとともに、神奈川県ひきこもり地域支援センターや県央地域若者サポートステーションとの連携を推進し、本人への就労支援等をはじめ、ひきこもりに悩む家族を支援する。
子ども・若者相談 【青少年課】	子ども・若者及びその保護者からの相談を受け、助言をするとともに、問題解決に向け関係機関との連携を図る。また青少年指導員や青少年相談室補導員らと連携し、非行・被害防止活動等を実施する。
教育相談 【教育センター】	伊勢原市内に在住・在学の児童生徒についての教育相談(学校不適応・家庭教育等)を、本人や保護者又は教職員などから受ける。
障害児相談支援 【障がい福祉課】	障がい児や発達に不安のある子どもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行う。

事業名(所管課)	事業内容
高齢者総合相談 【介護高齢課】	高齢者や介護者に対して、介護、健康、医療など様々な面から総合的に支え、困難事例や権利擁護を必要な場合に、支援・助言を行う。
ひとり親家庭の養育費に関する支援 【子育て支援課】	子どもの貧困対策に関し、離婚等によるひとり親家庭に対し、子どもの利益を最優先に考慮するため、神奈川県と連携しながら必要な支援を行う。
一元的な外国籍市民等相談窓口設置・運営事業 【市民協働課】	増加傾向にある外国籍市民等が安心して暮らせるよう、日常生活における相談を受け付ける一元的窓口を2024(令和6)年度に設置する。

第4章 着実な進展に向けて

1 第3次プランの推進

第3次プランの着実な進展に向けて、市の各施策を実施する職員一人一人が男女共同参画に関する意識を高く持ち、一体となって取り組むとともに、市と市民、市民活動団体、事業者が、男女共同参画社会の実現に協働して取り組む体制づくりを進める。

・伊勢原市男女共同参画推進会議(庁内組織)による推進

男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置している。庶務担当課長等で構成され、男女共同参画所管課とともに一体となった推進を図る。

・伊勢原市男女共同参画推進委員会(庁外組織)との連携

男女共同参画施策を推進するために、市民の組織として設置した伊勢原市男女共同参画推進委員会と連携し、第3次プランに掲げる施策や事業の推進を図る。また、第3次プランの進捗状況を報告し、点検・評価を受けることにより、施策や事業の向上を図る。

・市民、市民活動団体、事業所等との連携

第3次プランの実効性を高めるため、市民や市民活動団体、事業者との連携を強め、広範な主体との協働による男女共同参画の推進に努める。

・関係機関との連携

第3次プランの実現のため、関係する国・県機関と連携した事業の実施や、情報収集に努める。

2 第3次プランの進行管理

第3次プランの進行管理は、毎年度における施策・事業の進捗状況をとりまとめ、男女共同参画推進委員会による点検・評価を行い、点検・評価報告書として公表する。

第3次伊勢原市男女共同参画プラン

発 行 2023（令和5）年3月
発行者 伊勢原市市民生活部人権・広聴相談課
人権・男女共同参画推進係

〒259-1188
神奈川県伊勢原市田中348番地
Tel 0463-94-4716